

令和 5 年

第 2 回 定 例 教 育 委 員 会

我孫子市教育委員会

令和5年第2回定例教育委員会日程

日 時 令和5年2月21日（火） 午後2時から

場 所 教 育 委 員 会 大 会 議 室

日程第1 会議録署名委員の指名
新山 訓代

日程第2 議 案

議案第1号 令和5年度我孫子市教育施策の策定について
(総務課、各課)

議案第2号 我孫子市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について
(学校教育課)

議案第3号 我孫子市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について
(学校教育課)

議案第4号 我孫子市小中一貫教育基本方針の改定について（別冊）
(小中一貫教育推進室)

議案第5号 我孫子市スポーツ推進計画の策定について（別冊）
(文化・スポーツ課)

日程第3 諸 報 告

目 次

議案第 1 号	令和 5 年度我孫子市教育施策の策定について	・ ・ ・ ・ 1
議案第 2 号	我孫子市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について	・ ・ ・ ・ 9
議案第 3 号	我孫子市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について	・ ・ ・ ・ 19
議案第 4 号	我孫子市小中一貫教育基本方針の改定について（別冊）	・ ・ ・ ・ 23
議案第 5 号	我孫子市スポーツ推進計画の策定について（別冊）	・ ・ ・ ・ 24

議案第 1 号

令和 5 年度我孫子市教育施策の策定について

令和 5 年度我孫子市教育施策を次のように定める。

令和 5 年 2 月 2 1 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 丸 智 彦

提案理由

令和 5 年度における教育行政の施策を定めるため、提案するものです。

『我孫子市教育施策』は、教育委員会議の審議を経て、毎年度定めています。施策の展開にあたっては、積極的に情報を発信するなどして、市民の皆様と情報の共有を図りながら社会全体で「生きる力」をより一層育み、施策の基本方針である「個性を尊重し、互いに学び合う、学校教育並びに生涯学習の推進」を目指していきます。

令和5年度我孫子市教育施策

【基本方針】

個性を尊重し、互いに学び合う、学校教育並びに生涯学習の推進

【目標】

I. 子どもの創造性と自主性を育む教育の充実

重点施策1. 学校教育の充実

(1) 心身ともに健康な児童生徒の育成

- 思いやりのある豊かな心、社会性を育む規範意識を醸成する人権教育、体験活動及び道徳教育の充実
- 望ましい生活習慣につながる健康教育・食育の推進
- 心身の健全な発達を支える学校体育の充実
- 情操豊かな心を育てる文化的行事や学習活動の支援

(2) 確かな学力の育成

- 「主体的・対話的で深い学び」の実現にむけた授業改善の推進
- 生きて働く「知識及び技能」の習得、未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力等」、学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性等」の育成
- 指導方法や指導体制の工夫改善による「個に応じた指導」の充実
- ICT^I環境の整備による個別最適な学びと協働的な学びの充実及び情報活用能力の育成
- ユニバーサルデザイン^{II}の視点による全員がわかる授業づくり
- 学級経営の支援（Q-U検査^{III}の活用）と指導力の向上
- 児童生徒及び教職員の学校図書館活用の推進
- 外国語・外国語活動における指導力の向上及びALTの活用

(3) 幼児教育と小学校教育との連携・小中一貫教育の推進

- 幼児教育・保育から小学校教育への円滑な接続や、いわゆる「小1プロブレム^{IV}」の解消などに向けた幼保小連携の推進
- 郷土愛を育み、未来を拓く力と輝く心の育成をめざす、義務教育9年間を見通した小中一貫教育の推進
- 中学校区ごとに目指す15歳の生徒像を基にして作成したグランドデザインを掲げ、地域の特色と人材を最大限に活かした小中一貫教育の推進
- 学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向け必要な基盤となる資質・能力を育成するキャリア教育の充実

(4) 安心して快適に学べる教育・学習環境の充実

- 児童生徒の安全確保と防災体制・安全教育・防災教育の充実
- 小中学校における教育機器などの整備と充実
- 我孫子市公共施設等総合管理計画に基づく学校施設の個別施設計画の推進

(5) 信頼される学校づくりの推進、教職員の意識高揚を図る職場環境づくり

- 子どもと向き合う時間の確保を目的とする「我孫子市学校職員の働き方改革推進プラン」の実施
- 学校評価を活用した学校運営の改善
- 情報の積極的な発信と保護者・地域への丁寧な説明
- 教職員全員で取り組む不祥事防止対策及びモラールアップ委員会の充実

重点施策2. 地域に根ざした教育の充実

(1) 地域とともにある学校づくり

- コミュニティ・スクール（学校運営協議会^Vの設置）による学校と地域との連携・協働体制の構築
- 地域学校協働活動推進事業^{VI}の推進
- 地域の大学・高等学校との連携強化による児童生徒への学習支援の推進

(2) 地域に密着した学習の場の提供

- ふるさと我孫子の資源を活用した学習の推進

重点施策3. 子どもの成長・自立への支援

(1) 教育相談・支援体制の充実

- 一人ひとりの教育的ニーズに対応した特別支援教育の推進

- 特別に支援を要する児童生徒への支援体制の充実
- 教育相談を充実させるシステムの構築
- 自立と社会参加を目指した相談体制の整備
- 不登校予防や解消に向けた支援体制の充実と関係機関との連携強化
- 我孫子市教育支援センター（適応指導教室）の機能強化
- 就学支援の充実
- 帰国・外国人児童生徒への日本語支援体制の整備

(2) いじめ・非行防止対策の推進

- 我孫子市いじめ防止対策推進条例に沿ったいじめの予防、早期発見と対処及び解消
- 学校・市ほか関係機関との連携強化と相談窓口の充実
- 街頭パトロールの実施、青少年育成団体との連携強化による少年の非行防止活動の推進
- 警察・生活安全関係機関との連携強化

(3) 子ども部及び健康福祉部との連携強化

- 療育・教育システムの充実
- 児童虐待の早期発見や児童生徒の自殺防止対策等についての連携強化

Ⅱ.市民が生涯にわたって生き生きくらすための学習体制の充実

重点施策1.生涯学習環境の充実

(1) 学びたいときに学べる学習機会の充実

- 公民館の学級・講座や生涯学習出前講座の充実
- 鳥の博物館の教育普及活動の拡充
- 図書館サービスの充実、市民の読書活動の推進
- 移動図書館車の積極的な活用

(2) 人づくり・まちづくりにつながる学習活動の支援

- 時代の変化や地域の課題に対応した学習機会の提供
- 学んだ成果を社会や地域で活かせる人材の育成・活用

(3) 学習施設の整備・充実

- 公民館、図書館、鳥の博物館などの施設・機能の充実

(4) 市民の学習活動を支える体制の整備

- 生涯学習推進計画に基づく施策の推進
- 生涯学習に関する情報の収集・提供と相談体制の整備・充実
- 市民活動団体・NPO法人・学校・企業等との連携強化
- 生涯学習ボランティアの育成・活用
- 子ども部等と連携した、子どもの読書活動推進計画の推進

重点施策２．スポーツの振興

- (１) スポーツ施設の管理・整備と民間施設等の活用
 - スポーツ施設の適正な維持管理
 - 民間スポーツ施設の活用や近隣市施設の相互利用の推進
- (２) 生涯スポーツの推進
 - スポーツ推進委員と連携した総合型地域スポーツクラブの育成・支援
 - 生涯スポーツを支えるスポーツ指導者の養成
 - スポーツ推進計画の推進
- (３) スポーツを楽しむ機会の充実
 - 市民が気軽に参加できるスポーツイベント等の開催

重点施策３．文化芸術活動への支援と地域文化の継承

- (１) 文化芸術活動への支援と環境整備
 - 後援等の事業による文化芸術活動の充実
 - 既存施設の効率的利用の促進
 - 新たな大規模ホールを含めた文化施設の調査研究
- (２) 新たな文化芸術活動の創出
 - 文化芸術活動や団体に関する情報の発信
 - 文化芸術活動にふれる機会や参加する機会の充実
 - 文化芸術活動団体との協働のしくみを見直し、新たな魅力の創出
- (３) 地域文化・郷土芸能の保存と継承
 - 生活文化や郷土芸能の聞き取りや現地踏査などの調査・研究
 - 生活文化や郷土芸能の継承
- (４) 歴史的・文化的遺産の整備・活用
 - 指定文化財制度や文化財登録制度による文化財の保存・活用
 - 文化財保存活用地域計画に基づく整備・活用の推進
- (５) 埋蔵文化財や歴史資料の調査・研究

○埋蔵文化財や歴史資料に関する調査・研究の推進

○埋蔵文化財や歴史資料に関する報告書・資料集等の刊行

(6) 歴史的・文化的遺産に関する情報発信の拡充

○歴史的・文化的遺産を公開する場や機会の確保

○地域の歴史や文化に親しめる環境づくりの推進

-
- I ICT (情報コミュニケーション技術) : Information and Communication Technology の略。国の G I G A スクール構想 (※) に基づき、市内小中学校の全児童生徒にタブレット端末配置と、高速通信環境を整備し、学習で活用しています。学習活動の充実や、急速に変化する情報社会に求められる能力の育成に取り組んでいます。※G I G A (ギガ) スクール構想 : GIGA=Global and Innovation Gateway for All の略。子どもたち一人ひとりに合った学びの実現や、これまでの教育活動とともに情報通信技術を活用する取り組みです。
- II 学力の優劣や発達障害等の有無に関わらず、すべての児童生徒が「楽しくわかる・できる」ことを目指し、教科指導における工夫や様々な子どもへの配慮を駆使して行う授業。
- III Q-U 検査 (学級診断尺度調査) : Questionnaire-Utilities の略。学校生活における児童・生徒個々の意欲や満足感及び学級集団の状態を質問紙によって測定します。実施により、いじめの防止・発見、よりよい学級集団づくりに活用できます。我孫子市では、小学校は、3・4・5・6年生、中学校は、1・2・3年生で実施します。
- IV 入学したばかりの1年生で、集団行動がとれない、授業中座ってられない、話を聞かないなどの状態が数カ月継続する状態です。
- V 平成29年3月の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により、学校運営協議会の設置が努力義務化されています。また、「学校運営協議会を設置した学校」と定義されているコミュニティ・スクールは、「地域学校協働活動推進事業」とともに「地域とともにある学校づくり」のツールとして示されています。
- VI 地域学校協働活動推進員を中心とする「地域学校協働本部」を設置し、学習や部活動の指導などについて、学校のニーズや地域の実情に応じて学校教育活動の支援を行うとともに、学校を核とした街づくりのためのネットワークを構築するものです。

令和5年度 我孫子市教育施策改定整理表

目標 I. 子どもの創造性と自主性をはぐくむ教育の充実

改定後(令和5年度)		改定前(令和4年度)	改定事由	
重点施策2. 地域に根ざした教育の充実				
(1) 地域とともにある学校づくり				
①	コミュニティ・スクール(学校運営協議会Vの設置)による学校と地域との連携・協働体制の構築	コミュニティ・スクール(学校運営協議会Vの設置)の導入による学校と地域との連携・協働体制の構築	令和4年4月にコミュニティ・スクールが導入完了となったことによる文言整理	指導課
重点施策3. 子どもの成長・自立への支援				
(1) 教育相談・支援体制の充実				
②	教育相談を充実させるシステムの構築	生徒指導を充実させるシステムの構築	我孫子市教育委員会行政組織規則に合わせて文言整理	教育相談センター
③	自立と社会参加を目指した相談体制の整備	社会への適応を目指した相談体制の整備	学習指導要領の改訂に伴う文言整理	教育相談センター
(2) いじめ・非行防止対策の推進				
④	街頭パトロールの実施、青少年育成団体との連携強化による少年の非行防止活動の推進	街頭パトロールの実施、青少年育成団体との連携強化による青少年の非行防止活動の推進	我孫子市少年センター設置条例に合わせて文言整理	指導課

目標 II. 市民が生涯にわたって生き生きらすための学習体制の充実

重点施策2. スポーツの振興				
(2) 生涯スポーツの推進				
⑤	スポーツ推進計画の推進	スポーツ推進計画の策定	令和4年度に我孫子市スポーツ推進計画を策定し、令和5年度以降、推進を図っていくことから文言整理	文化・スポーツ課

注釈 ICT I 注釈 I			
⑥	ICT(情報コミュニケーション技術):Information and Communication Technologyの略。 国のGIGAスクール構想(※)に基づき、市内小中学校の全児童生徒にタブレット端末配置と、高速通信環境を整備し、学習で活用しています。学習活動の充実や、急速に変化する情報社会に求められる能力の育成に取り組んでいます。※GIGA(ギガ)スクール構想:GIGA=Global and Innovation Gateway for Allの略。子どもたち一人ひとりに合った学びの実現や、これまでの教育活動とともに情報通信技術を活用する取り組みです。	ICT(情報コミュニケーション技術):Information and Communication Technologyの略。 市内小中学校ではコンピュータやインターネットに加えて、実物投影機、プロジェクタなどのICT機器が、各教科や総合的な学習の時間など多くの教科等で幅広く活用されています。	学校のICT教育に合わせて文言整理 指導課
Q-U検査 III 注釈III			
⑦	Q-U検査(学級診断尺度調査): Questionnaire-Utilitiesの略。学校生活における児童・生徒個々の意欲や満足感及び学級集団の状態を質問紙によって測定します。実施により、いじめの防止・発見、よりよい学級集団づくりに活用できます。我孫子市では、小学校は、3・4・5・6年生、中学校は、1・2・ 3年生 で実施します。	Q-U検査(学級診断尺度調査): Questionnaire-Utilitiesの略。学校生活における児童・生徒個々の意欲や満足感、および学級集団の状態を質問紙によって測定します。実施により、いじめの防止・発見、よりよい学級集団づくりに活用できます。我孫子市では、小学校は、3・4・5・6年生、中学校は、1・2年生で実施します。	Q-U検査に中学校3年生も追加されたため、文言整理 指導課
学校運営協議会 V 注釈V			
⑧	平成29年3月の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により、学校運営協議会の設置が努力義務化されています。また、「学校運営協議会を設置した学校」と定義されているコミュニティ・スクールは、「 地域学校協働活動推進事業 」とともに「地域とともにある学校づくり」のツールとして示されています。	平成29年3月の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により、学校運営協議会の設置が努力義務化されています。また、「学校運営協議会を設置した学校」と定義されているコミュニティ・スクールは、「 地域学校協働活動事業 」とともに「地域とともにある学校づくり」のツールとして示されています。	我孫子市地域学校協働活動推進事業実施要綱に合わせて文言整理 指導課
地域学校協働活動推進事業VI 注釈VI			
⑨	地域学校協働活動推進員を中心とする「 地域学校協働本部 」を設置し、学習や部活動の指導などについて、学校のニーズや地域の実情に応じて学校教育活動の支援を行うとともに、 学校を核とした街づくりのためのネットワークを構築する ものです。	地域学校協働活動推進員を中心とする「 地域学校協働活動本部 」を設置し、 地域住民や保護者が学校支援ボランティア となり、学習や部活動の指導などについて、学校のニーズや地域の実情に応じて学校教育活動の支援を行うものです。	地域学校協働活動推進事業の推進状況や我孫子市地域学校協働活動推進事業実施要綱に合わせて文言整理 指導課

令和5年度 我孫子市教育施策改定整理表

目標 I. 子どもの創造性と自主性をはぐくむ教育の充実

	改定後(令和5年度)	改定前(令和4年度)	改定事由	
重点施策2. 地域に根ざした教育の充実				
(1) 地域とともにある学校づくり				
①	コミュニティ・スクール(学校運営協議会Vの設置)による学校と地域との連携・協働体制の構築	コミュニティ・スクール(学校運営協議会Vの設置)の導入による学校と地域との連携・協働体制の構築	令和4年4月にコミュニティ・スクールが導入完了となったことによる文言整理	指導課
重点施策3. 子どもの成長・自立への支援				
(1) 教育相談・支援体制の充実				
②	教育相談を充実させるシステムの構築	生徒指導を充実させるシステムの構築	我孫子市教育委員会行政組織規則に合わせて文言整理	教育相談センター
③	自立と社会参加を目指した相談体制の整備	社会への適応を目指した相談体制の整備	学習指導要領の改訂に伴う文言整理	教育相談センター
(2) いじめ・非行防止対策の推進				
④	街頭パトロールの実施、青少年育成団体との連携強化による少年の非行防止活動の推進	街頭パトロールの実施、青少年育成団体との連携強化による青少年の非行防止活動の推進	我孫子市少年センター設置条例に合わせて文言整理	指導課

目標 II. 市民が生涯にわたって生き生きらすための学習体制の充実

重点施策2. スポーツの振興				
(2) 生涯スポーツの推進				
⑤	スポーツ推進計画の推進	スポーツ推進計画の策定	令和4年度に我孫子市スポーツ推進計画を策定し、令和5年度以降、推進を図っていくことから文言整理	文化・スポーツ課

注釈 ICT I 注釈 I				
⑥	ICT(情報コミュニケーション技術):Information and Communication Technologyの略。 国のG I G A スクール構想(※)に基づき、市内小中学校の全児童生徒にタブレット端末配置と、高速通信環境を整備し、学習で活用しています。学習活動の充実や、急速に変化する情報社会に求められる能力の育成に取り組んでいます。※G I G A(ギガ)スクール構想:GIGA=Global and Innovation Gateway for Allの略。子どもたち一人ひとりに合った学びの実現や、これまでの教育活動とともに情報通信技術を活用する取り組みです。	ICT(情報コミュニケーション技術):Information and Communication Technologyの略。 市内小中学校ではコンピュータやインターネットに加えて、実物投影機、プロジェクタなどのICT機器が、各教科や総合的な学習の時間など多くの教科等で幅広く活用されています。	学校のICT教育に合わせて文言整理	指導課
Q-U検査 III 注釈III				
⑦	Q-U検査(学級診断尺度調査): Questionnaire-Utilitiesの略。学校生活における児童・生徒個々の意欲や満足感及び学級集団の状態を質問紙によって測定します。実施により、いじめの防止・発見、よりよい学級集団づくりに活用できます。我孫子市では、小学校は、3・4・5・6年生、中学校は、1・2・ 3年生 で実施します。	Q-U検査(学級診断尺度調査): Questionnaire-Utilitiesの略。学校生活における児童・生徒個々の意欲や満足感、および学級集団の状態を質問紙によって測定します。実施により、いじめの防止・発見、よりよい学級集団づくりに活用できます。我孫子市では、小学校は、3・4・5・6年生、中学校は、1・2年生で実施します。	Q-U検査に中学校3年生も追加されたため、文言整理	指導課
学校運営協議会 V 注釈V				
⑧	平成29年3月の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により、学校運営協議会の設置が努力義務化されています。また、「学校運営協議会を設置した学校」と定義されているコミュニティ・スクールは、「 地域学校協働活動推進事業 」とともに「地域とともにある学校づくり」のツールとして示されています。	平成29年3月の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により、学校運営協議会の設置が努力義務化されています。また、「学校運営協議会を設置した学校」と定義されているコミュニティ・スクールは、「 地域学校協働活動事業 」とともに「地域とともにある学校づくり」のツールとして示されています。	我孫子市地域学校協働活動推進事業実施要綱に合わせて文言整理	指導課
地域学校協働活動推進事業VI 注釈VI				
⑨	地域学校協働活動推進員を中心とする「 地域学校協働本部 」を設置し、学習や部活動の指導などについて、学校のニーズや地域の実情に応じて学校教育活動の支援を行うとともに、 学校を核とした街づくりのためのネットワークを構築する ものです。	地域学校協働活動推進員を中心とする「 地域学校協働活動本部 」を設置し、 地域住民や保護者が学校支援ボランティア となり、学習や部活動の指導などについて、学校のニーズや地域の実情に応じて学校教育活動の支援を行うものです。	地域学校協働活動推進事業の推進状況や我孫子市地域学校協働活動推進事業実施要綱に合わせて文言整理	指導課

議案第 2 号

我孫子市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について

我孫子市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 2 1 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 丸 智 彦

提案理由

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の改正に伴い、教育職員の健康及び福祉の確保を図るため、時間外在校等時間の範囲を規定するとともに、適切な業務量を根拠付けるほか、押印の見直しに伴う様式を改正するため、提案するものです。

我孫子市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則

我孫子市立小学校及び中学校管理規則（昭和39年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(履歴書)</p> <p>第39条 略</p> <p>2 校長は、前項に掲げる教職員以外の職員については、履歴書（第7号様式の2）を作成し、常に整理し、及び保管して置かなければならない。</p> <p>(報告)</p> <p>第44条 校長は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 学校教育法第9条第1号、第2号又は第4号に該当することとなつたとき。</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 削除</p> <p>(6)から(10)まで 略</p> <p>(11) 前各号に掲げるもののほか、事故、非行その他服務上又は身分上の取扱いを要すると認められる事実が発生したとき。</p> <p>(業務量の適切な管理)</p>	<p>(履歴書)</p> <p>第39条 略</p> <p>2 校長は、前項に掲げる教職員以外の職員については、履歴書（7号様式の2）を作成し、常に整理し、及び保管して置かなければならない。</p> <p>(報告)</p> <p>第44条 校長は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 学校教育法第9条第1号又は第3号に該当することとなつたとき。</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 教育職員免許状の有効期間が満了前2月に達したとき。</p> <p>(6)から(10)まで 略</p> <p>(11) 前各号に掲げるもののほか、身分上の取扱いを要すると認められる事実が発生したとき。</p>

第44条の2 教育委員会は、義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法に関する条例（昭和46年千葉県条例第66号。以下「給特条例」という。）第11条の規定により、市立の義務教育諸学校等（給特条例第2条第1項に規定する義務教育諸学校等をいう。以下同じ。）の教育職員（学校職員であって、給特条例第2条第2項に規定する教育職員であるものをいう。以下同じ。）が業務を行う時間（公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和2年文部科学省告示第1号）に規定する在校等時間をいう。以下同じ。）から所定の勤務時間（学校職員の勤務時間等に関する規則（平成7年千葉県教育委員会規則第2号。以下「学校職員の勤務時間規則」という。）第10条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日（学校職員の勤務時間規則第11条第1項の規程により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した場合における当該休日を除く。）、当該代休日並びに職員の給与に関する条例第17条に規定する人事委員会規則で定める日以外の日における正

規の勤務時間をいう。以下同じ。)を除いた時間を次の各号に掲げる時間の範囲内とするため、市立の義務教育諸学校等の教育職員の業務の量の適切な管理を行うものとする。

(1) 1か月において45時間

(2) 一の年度において360時間

2 教育委員会は、市立の義務教育諸学校等の教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務の量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、当該教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次の各号に掲げる時間及び月数の範囲内とするため、当該教育職員の業務の量の適切な管理を行うものとする。

(1) 1か月において100時間未満

(2) 一の年度において720時間

(3) 一の年度の初日から1か月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1か月、2か月、3か月、4か月及び5か月の期間を加えたそれぞれの期間において1か月当たりの平均時間について80時間

(4) 一の年度のうち1か月において所定の勤務時間以外の時間において45時間を超えて業務を行

う月数について6か月

3 学校職員の勤務時間規則第3条の
規定により市立の義務教育諸学校等
の教育職員の週休日及び勤務時間の
割振りを定める場合における当該教
育職員についての前各項の適用につ
いては、第1項中「45時間」とある
のは「42時間」と、「360時間」とあ
るのは「320時間」とし、第2項中「45
時間」とあるのは「42時間」とする。

4 前各項に定めるもののほか、市立
の義務教育諸学校等の教育職員の業
務の量の適切な管理その他教育職員
の健康及び福祉の確保を図るために
必要な事項については、教育委員会
が別に定める。

第1号様式、第3号様式、第4号様式、第5号様式及び第6号様式中「画」を削る。

第7号の2様式を次のように改める。

氏名						履歴書	(甲号)	表				
コード番号												
氏 ふりがな 名						旧 氏 名						
	により						性 別	年 月 日改正(名)				
	年 月 日改正(名)					生 年 月 日		男 ・ 女				
	により						年 月 日					
現 住 所	〒 TEL					本 籍 地	都・道・府・県					
							都・道・府・県					
							都・道・府・県					
							都・道・府・県					
学 歴	学 校	学 部	科 目	修 学 期 間		修 学 区 分						
				年 月～ 年 月 日		第 学年 卒・修・退						
				年 月～ 年 月 日		第 学年 卒・修・退						
				年 月～ 年 月 日		第 学年 卒・修・退						
				年 月～ 年 月 日		第 学年 卒・修・退						
				年 月～ 年 月 日		第 学年 卒・修・退						
				年 月～ 年 月 日		第 学年 卒・修・退						
教 育 職 員 免 許 状	種 類		教科又は特別支援教育領域		番 号	授与年月日		授与権者				
	①					<small>有効期間満了日</small>						
	②					<small>有効期間満了日</small>						
	③					<small>有効期間満了日</small>						
	④					<small>有効期間満了日</small>						
	⑤					<small>有効期間満了日</small>						
教 員 免 許 更 新 に 係 る 記 録	確 認	延 期	免 除	更 新	延 長	備 考	確 認	延 期	免 除	更 新	延 長	備 考
	確 認	延 期	免 除	更 新	延 長	備 考	確 認	延 期	免 除	更 新	延 長	備 考
	確 認	延 期	免 除	更 新	延 長	備 考	確 認	延 期	免 除	更 新	延 長	備 考
資 格 等	種 類		番 号		授与年月日		授与権者		備 考			
研 修	区 分	期 間		実施機関	賞 罰	年 月 日	賞 罰 事 項		賞 罰 機 関			

第10号様式及び第11号様式中「回」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の我孫子市立小学校及び中学校管理規則の規定に基づき作成された様式の内紙で、現に残存するものは、必要な調整をした上、なお当分の間、使用することができる。

議案第 3 号

我孫子市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について

我孫子市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 2 1 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 丸 智 彦

提案理由

押印の見直しに伴い、様式を改正するとともに、条文を整備するため、提案するものです。

我孫子市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令

我孫子市立学校職員服務規程（昭和39年教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(出勤)</p> <p>第5条 職員は、所定の出勤時刻までに出勤し、直ちに自ら出勤簿に<u>出勤した旨を記載</u>しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(時間外勤務命令)</p> <p>第7条 職員（職員の給与に関する条例（昭和27年千葉県条例第50号。以下「職員給与条例」という。）第1条の2第4項に規定する教育職員を除く。）は、勤務時間外に勤務を命ぜられたときは、時間外勤務等命令簿（第2号様式）にその命令を受領した旨<u>を記載</u>しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(出張命令)</p> <p>第8条 職員は、出張を命ぜられたときは、職員の旅費に関する規則（昭和29年千葉県人事委員会規則第2号）第4条第1項に規定する旅行命令簿（第4号様式）にその命令を受領した旨<u>を記載</u>しなければならない。</p> <p>2 及び 3 略</p>	<p>(出勤)</p> <p>第5条 職員は、所定の出勤時刻までに出勤し、直ちに自ら出勤簿に<u>押印</u>しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(時間外勤務命令)</p> <p>第7条 職員（職員の給与に関する条例（昭和27年千葉県条例第50号。以下「職員給与条例」という。）第1条の2第4項に規定する教育職員を除く。）は、勤務時間外に勤務を命ぜられたときは、時間外勤務等命令簿（第2号様式）にその命令を受領した旨<u>の確認印を押さ</u>なければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(出張命令)</p> <p>第8条 職員は、出張を命ぜられたときは、職員の旅費に関する規則（昭和29年千葉県人事委員会規則第2号）第4条第1項に規定する旅行命令簿（第4号様式）にその命令を受領した旨<u>の確認印を押さ</u>なければならない。</p> <p>2 及び 3 略</p>

第2号様式中「命令権者㊟」を「命令権者」に、「直接監督者㊟」を「直接監督者」に、「勤務者㊟」を「勤務者」に改める。

第3号様式の2及び第3号様式の3中「子の親であるもの」を「子の親である者」に改め、「㊟」を削る。

第4号様式中「旅行者の認印」を「旅行者」に改める。

第5号様式中「㊟」を削る。

第6号様式中「校長印」を「校長」に、「取扱者印」を「取扱者」に改め、「届出者印」の欄を削る。

第6号様式の2中「教科・領域等」を「教科等」に改め、「㊟」を削る。

第6号様式の3中「校長印」を「校長」に改め、「㊟」を削る。

第7号様式中「決裁印」を「決裁」に、「取扱者印」を「取扱者」に改め、「届出者印」の欄を削る。

第7号様式の2中「㊟」を削り、第7号様式の2注2中「団体のほか」を「団体の他」に改める。

第8号様式から第10号様式までの規定中「㊟」を削る。

第10号様式の2中「承認印*」を「承認者」に改め、「申請印」の欄及び第10号様式の2注3中「又は押印」を削る。

第10号様式の4中「印」を削る。

第10号様式の5から第10号様式の6までの規定中「㊟」を削る。

第10号様式の7及び第10号様式の7の2の規定中「㊟」を削る。

第10号様式の8中「所属長印」を「所属長」に改め、「請求者印」の欄及び「㊟」を削る。

第10号様式の9中「㊟」を削る。

第10号様式の10中「㊟」を削る。

第10号様式の11中「㊟」を削り、第10号様式の11注4中「休校期間等修学部分」を「休校期間等修学部分休業」に改める。

第10号様式の12及び第10号様式の13中「㊟」を削る。

第10号様式の14中「㊟」を削る。

第10号様式の15及び第10号様式の16中「㊟」を削る。

第10号様式の17中「㊟」を削る。

第10号様式の18中「印」を削る。

第10号様式の19中「圃」を削る。

第10号様式の20中「㊦」を削る。

第10号様式の21及び第10号様式の22中「圃」を削る。

第10号様式の23から第18号様式までの規定中「㊦」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の際、この規則による改正前の我孫子市立学校職員服務規程の規定に基づき作成された様式用の用紙で、現に残存するものは、必要な調整をした上、なお当分の間、使用することができる。

議案第4号

我孫子市小中一貫教育基本方針の改定について

我孫子市小中一貫教育基本方針を別冊のとおり改定する。

令和5年2月21日提出

我孫子市教育委員会

教育長 丸 智 彦

提案理由

小中一貫教育とコミュニティ・スクールの一体的な推進に伴い、我孫子市小中一貫教育基本方針にコミュニティ・スクールの活用を新たに規定するため、改定を提案するものです。

議案第 5 号

我孫子市スポーツ推進計画の策定について

我孫子市スポーツ推進計画を別冊のとおり策定する。

令和 5 年 2 月 2 1 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 丸 智 彦

提案理由

市民の方々が様々なスポーツに取り組める機会を整え、生涯にわたってスポーツを楽しむことができる施策を計画的に進めていくため、「我孫子市スポーツ推進計画」を策定するものです。